

事務連絡
令和2年2月29日

各検疫所御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症に対するイランから入国する者の検疫対応について

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡からの入国者に対して検疫を強化しているところです。

今般、外務省からイランの一部地域（コム州、テヘラン州、ギーラーン州）について、レベル3（渡航中止勧告）の感染症危険情報が出されたことで当地域については、当面の間、下記事項に留意し、実施に遺漏無きようお願いいたします。

記

1. ポスター（別添）を用いて入国者に対して注意喚起を行い、自己申告を促すこと。
2. 当該地域に滞在歴のある者からの自己申告があった場合は、14日以内に滞在していたか確認すること。
3. 14日以内に滞在していたことが確認された場合は、現行で使用している質問票により、健康状態等の聞き取りを行うこと。
4. 当該者については検体を採取し、PCR検査を実施すること。また、結果判明までは、原則該当者を検疫所に留め置くこと。
5. なお、3. の対応で、滞在歴が確認された場合は、遅滞なく検疫所業務管理室へ概要を報告すること。

以上